

盛岡市歴史的町家展示交流館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市歴史的町家展示交流館条例 平成25年6月28日条例第31号 <u>改正 令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市歴史的町家展示交流館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市歴史的町家展示交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市歴史的町家展示交流館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する歴史的町家展示交流館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">午前9時から正午まで</td> <td style="width: 10%;">午後1時から午後5時まで</td> <td style="width: 10%;">午後5時30分から午後9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後5時まで</td> <td style="width: 10%;">午後1時から午後9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> </table>	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで	<p>○盛岡市歴史的町家展示交流館条例 平成25年6月28日条例第31号</p> <p>盛岡市歴史的町家展示交流館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">午前9時から正午まで</td> <td style="width: 10%;">午後1時から午後5時まで</td> <td style="width: 10%;">午後5時30分から午後9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後5時まで</td> <td style="width: 10%;">午後1時から午後9時まで</td> <td style="width: 10%;">午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> </table>	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで									
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで									

改正後								改正前							
			30分まで		まで	まで				30分まで		まで	まで		
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	5,400円	8,550円	9,750円	13,950円	18,300円	23,700円	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円
	その他	4,800円	6,600円	8,550円	11,400円	15,150円	19,950円		その他	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	6,000円	9,750円	12,000円	15,750円	21,750円	27,750円	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円
	その他	5,400円	8,550円	10,200円	13,950円	18,750円	24,150円		その他	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	6,600円	10,200円	12,600円	16,800円	22,800円	29,400円	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円
	その他	5,400円	9,150円	10,950円	14,550円	20,100円	25,500円		その他	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	7,950円	10,950円	14,400円	18,900円	25,350円	33,300円	2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円
	その他	6,600円	9,750円	11,400円	16,350円	21,150円	27,750円		その他	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の

改正後	改正前
<p>1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。</p> <p>4 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。</p> <p>6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 多目的広場 1時間までごとに1,500円の範囲内で規則で定める額</p>	<p>1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。</p> <p>4 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。</p> <p>6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。</p> <p>7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <p>(2) 多目的広場 1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額</p>